

【 検 査 】

855 ことばのききとり検査（中耳炎のみ）の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

中耳炎のみに対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査については、厚生労働省通知※に「ことばのききとり検査は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。」と示されている。

以上のことから、中耳炎のみに対するD244 自覚的聴力検査「2」ことばのききとり検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について